

都道府県 土壤環境保全担当部（局）長 殿
政 令 市

環境省水・大気環境局土壤環境課長

土壤汚染対策法の改正等を踏まえた汚染土壤処理業の許可
及び汚染土壤の処理に関する基準について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）については、平成22年4月の現行法の施行から5年が経過したことから、平成27年12月に今後の土壤汚染対策の在り方について中央環境審議会に諮問され、平成28年12月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」（以下「第一次答申」という。）が中央環境審議会に取りまとめられた。この第一次答申を盛り込んだ、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号。以下「改正法」という。）が平成29年5月19日に公布され、改正法第1条については平成30年4月1日から施行されることとなった。また、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第269号。以下「改正令」という。）が平成29年10月25日に、汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成29年環境省令第30号。以下「改正省令」という。）が平成29年12月27日に公布され、いずれも平成30年4月1日から施行されるところである。

ついては、第一次答申や改正省令等を踏まえて、汚染土壤処理業の許可の基準及び汚染土壤の処理に関する基準について参考とすべき事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、貴管下市町村及び汚染土壤処理業者にも必要に応じ周知方お願いするとともに、汚染土壤処理業の許可や承継の申請に対する審査事務及び汚染土壤処理業者に対する指導監督事務に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 汚染土壤処理業の許可に関する基準

1 汚染土壤処理業の許可における欠格要件の見直し

これまで確認していた事項に加え、新たに以下の添付書類についても確認し、欠格要件に該当しないか確認することとする。申請者（法人の場合はその代表者を含む。）、法定代理人（法人の場合はその役員を含む。）、法人の役員及び法人又は個人の使用人が改正法第1条による改正後の土壤汚染対策法（以下「法」という。）第

22条第3項第2号ハに規定する暴力団員等に該当するかの確認に当たっては、許可を受けようとする汚染土壌処理施設の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長に対し、照会書（別紙1）により照会されたい。

- ① 申請者が法第22条第3項第2号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類（改正省令による改正後の汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。）第2条第2項第14号）
- ② 申請者が法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書及び当該法人の役員の住民票の写し）（省令第2条第2項第15号）
- ③ 申請者に改正令による改正後の土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する使用人がある場合にはその者の住民票の写し（省令第2条第2項第17号）（本店又は支店その他営業所等の代表者など汚染土壌の処理の事業に係る契約を締結する権限を有する代表的な立場にある使用人の住民票の写しを添付させることとされたい。）

なお、省令第2条第2項第13号及び第15号から第17号までにおいて申請書に添付することとしている住民票の写しについては、本籍地の記載のある住民票の写しを添付させることとする。

2 汚染土壌処理施設に係る基準の審査の留意点

汚染土壌処理施設に係る基準の審査に当たっては、以下の点に留意されたい。

省令第4条第1号ホにおいては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていることとされている。

第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル（以下「揮発性特定有害物質」という。）と揮発性特定有害物質以外の特定有害物質に係る汚染土壌を処理する際に、揮発性特定有害物質以外の特定有害物質を汚染土壌処理施設で処理した後に揮発性特定有害物質を再処理汚染土壌処理施設で処理する場合は、当該汚染土壌処理施設は揮発性特定有害物質の大気中への揮散を防止する構造を有するものであることとする。

第2 汚染土壌の処理に関する基準

1 汚染土壌の処理の留意点

汚染土壌の処理に関しては、以下の点に留意されたい。

- ① 省令第5条第4号イにおいては、当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこととされている。

揮発性特定有害物質と揮発性特定有害物質以外の特定有害物質に係る汚染土壌を処理する場合、揮発性特定有害物質の大気中への揮散を防止する観点から、揮発性特定有害物質を処理可能な汚染土壌処理施設で処理を行った後、揮発性特定有害物質以外の特定有害物質を再処理汚染土壌処理施設で処理する、又は揮散を防止する構造を有する揮発性特定有害物質以外の特定有害物質を処理可能な汚染土壌処理施設で処理を行ったのち揮発性特定有害物質を再処理汚染土壌処理施設で処理することとする。

- ② 省令第5条第17号においては、汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を一定の場合を除き当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこととされている。

土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであることを確認する土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成29年環境省令第29号）による改正後の土壌汚染対策法施行規則第59条第3項に規定する方法による調査は、計量証明事業者が行うことが望ましい。

第3 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割並びに相続の承認

1 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請の手続

(1) 申請書の様式及び記載事項

申請書の様式は、省令様式第6に示したとおりであり、その記載事項欄には以下の内容を記載させることとする。なお、承認後に許可証を交付するに当たり記載する処理能力については、譲渡前の当初の許可証に記載されている処理能力を記載することとする。また、譲受に当たって処理能力を変更する場合は、譲渡前又は譲渡後に変更許可申請又は軽微な変更の届出をさせることとする。

① 譲渡及び譲受の日（省令第14条第1項第2号）

譲渡及び譲受の効力が発生する予定日を記載させることとする。

② 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（省令第14条第1項第3号）

「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成22年2月26日付け環水大土発第100226001号。以下「処理業通知」という。）第1の1(1)①に準じて記載させることとする。

③ 汚染土壌処理施設の設置の場所（省令第14条第1項第4号）

処理業通知第1の1(1)③に準じて記載させることとする。

④ 汚染土壌処理施設の種類（省令第14条第1項第5号）

処理業通知第1の1(1)④に準じて記載させることとする。

⑤ 許可の年月日及び許可番号（省令第14条第1項第6号）

許可証に記載されている許可の年月日及び許可番号を記載させることとする。

(2) 申請書の添付書類

汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請書に添付しなければならない書類については、処理業通知第1の1(2)の内容に準じて添付させることとする。なお、

譲受人が汚染土壌処理施設の所有権を有することについては、譲渡及び譲受契約書の写しの内容で確認されたい。

2 汚染土壌処理業の合併又は分割の承認申請の手続

(1) 申請書の様式及び記載事項

申請書の様式は、省令様式第7に示したとおりであり、その記載事項欄には以下の内容を記載させることとする。なお、承認後に許可証を交付するに当たり記載する処理能力については、合併又は分割前の当初の許可証に記載されている処理能力を記載させることとする。また、合併又は分割に当たり処理能力を変更する場合は、合併又は分割前後に変更許可申請又は軽微な変更の届出をさせることとする。

- ① 合併又は分割の日（省令第15条第1項第2号）
合併又は分割の効力が発生する予定日を記載させることとする。
- ② 合併又は分割の方法（省令第15条第1項第3号）
吸収合併、新設合併、吸収分割又は新設分割のいずれかを記載させることとする。
- ③ 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（省令第15条第1項第4号）
処理業通知第1の(1)①に準じて記載させることとする。
- ④ 汚染土壌処理施設の設置の場所（省令第15条第1項第5号）
処理業通知第1の(1)③に準じて記載させることとする。
- ⑤ 汚染土壌処理施設の種類（省令第15条第1項第6号）
処理業通知第1の(1)④に準じて記載させることとする。
- ⑥ 許可の年月日及び許可番号（省令第15条第1項第7号）
許可証に記載されている許可の年月日及び許可番号を記載させることとする。

(2) 申請書の添付書類（省令第15条第2項）

汚染土壌処理業の合併又は分割の承認の申請書に添付しなければならない書類については、処理業通知第1の1(2)の内容に準じて添付させることとする。

3 汚染土壌処理業の相続の承認申請の手続

(1) 申請書の様式及び記載事項

申請書の様式は、省令様式第8に示したとおりであり、その記載事項欄には以下の内容を記載させることとする。なお、承認後に許可証を交付するに当たり記載する処理能力については、相続前の当初の許可証に記載されている処理能力を記載させることとする。また、相続に当たって処理能力を変更したい場合は、相続後に変更許可申請又は軽微な変更の届出をさせることとする。

- ① 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（省令第16条第1項第4号）
処理業通知第1の1(1)①に準じて記載させることとする。
- ② 汚染土壌処理施設の設置の場所（省令第16条第1項第5号）

処理業通知第1の1(1)③に準じて記載させることとする。

③ 汚染土壌処理施設の種類（省令第16条第1項第6号）

処理業通知第1の1(1)④に準じて記載させることとする。

④ 許可の年月日及び許可番号（省令第16条第1項第7号）

許可証に記載されている許可の年月日及び許可番号を記載させることとする。

(2) 申請書の添付書類（省令第16条第2項）

汚染土壌処理業の相続の承認の申請書に添付しなければならない書類については、処理業通知第1の1(2)の内容に準じて添付させることとする。申請者以外に相続人があるときは、申請者以外の相続人全員が署名し、押印した当該申請に対する同意書を添付させることとする。

第4 許可証

1 許可証の交付

法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可、法第23条第1項の規定による施設の変更の許可又は法第27条の2から第27条の4までの規定による承認をした際には、許可証（省令様式第9）を交付することとする。許可証中「許可の年月日」については、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可をした日を記載することとし、「許可の有効期限」については、法第22条第1項の許可をした日から5年間とする。また、「変更の内容」については、法第23条第1項の許可をした日、法第27条の2から第27条の4までの規定による承認をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載されたい。

2 許可証の返納

上記の許可証の交付を受けた者が、汚染土壌の処理の事業を廃止し、若しくは法第25条の規定により許可が取り消された場合、又は許可証の再交付を受けた場合において亡失した許可証を発見し、若しくは回復したときには、都道府県知事は許可証（再交付を受けた場合は、発見し、又は回復した許可証）を返納させることとする。なお、法第22条第4項の規定による許可の更新を行う場合、法第23条第1項の規定による施設の変更の許可を行う場合、法第27条の2から第27条の4までの規定による承認を行う場合、又は許可証をき損した場合において新たな許可証を交付する場合にも、従前の許可証を返納させる必要がある。

(別紙1)

文 書 番 号

平成 年 月 日

警視庁・〇〇道府県警察本部暴力団対策主管課長 殿

都道府県土壤環境行政担当課長

汚染土壤処理業の事業に関する排除対象者に係る照会

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項の規定による汚染土壤処理業の許可をするに当たって、下記の者について、法第22条第3項第2号ハからトまで（同号ニからヘまでに該当する事由にあっては、同号ハに係るものに限る。）に該当するか否か照会します。

記

- 1 名称（個人の場合は氏名・^{ふりがな}生年月日・性別、法第22条第3項第2号ニに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏名・^{ふりがな}生年月日・性別）
- 2 所在地（個人の場合は住所）
- 3 代表者の氏名（^{ふりがな}個人の場合は不要）
- 4 役員及び土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第6条に規定する使用人がある場合は、その使用人の氏名・^{ふりがな}生年月日・性別・住所（個人の場合は役員の氏名・^{ふりがな}生年月日・性別・住所は不要）